

令和2年6月8日

居宅介護支援事業所

介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）事業所 管理者 各位

相模原市長 本村 賢太郎

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費等の請求について（通知）

日頃から、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、居宅介護支援事業所、介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）事業所における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費等の請求について、当面の間、次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所等において、当初ケアプラン等で予定されていたサービス利用がなくなった等の場合の、居宅介護支援費等の請求について

『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）』（令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）において示されたとおり、事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求を可能とします。事務連絡の内容をご覧ください。適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

2 具体的な運用方法について

別紙「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費等の請求におけるQ&A」をご覧ください。

以上

問い合わせ先

福祉基盤課 指導班

電話 042-769-9226

地域包括ケア推進課 地域づくり班

電話 042-769-9231